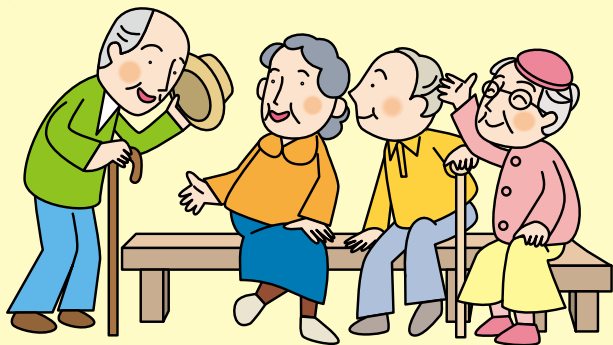


介護保険福祉用具購入費の支給について



介護保険における福祉用具は、利用者の身体状況や介護の必要度の変化などに応じて用具の交換ができるよう貸与を原則としておりますが、再利用に心理的抵抗感が伴う用具（入浴、排泄関連）や、形態・品質が変化し再利用できない用具（移動用リフトのつり具部分）は購入することができます。このような福祉用具を購入した場合は、申請に基づき、その費用の一部として介護保険から福祉用具購入費が支給（払い戻し）されます。

なお、福祉用具購入費の支給（払い戻し）については「償還払い方式」と「受領委任払い方式」の2通りがあります。（裏面参照）

利用できる方

介護保険の要介護（支援）認定を受け、在宅で生活されている方。

支給要件

- ・ 介護保険事業者として都道府県等から指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したものであること。
- ・ 要介護（支援）者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であること。
- ・ 購入する福祉用具が支給対象となる種類であること。

利用限度額

- ・ 要支援・要介護度に関係なく、同一年度あたり10万円。
1割（一定以上の所得がある方は2割）は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は9万円（2割負担の方は8万円）までです。
- ・ 10万円を超えた額については全額自己負担が必要です。

福祉用具購入費の支給対象となる内容

腰掛便座



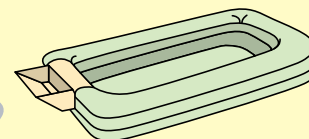
自動排泄処理装置の交換可能部品

入浴補助用具



簡易浴槽

移動用リフトのつり具



※指定販売事業者以外からの購入は支給対象外です。
※用途が同じものや機能が同一の福祉用具は複数購入できません。（ただし、用具の破損や本人の要介護度が著しく高くなった等の特別な事情があれば、支給できる場合があります。お住まいの区の保健福祉課にご相談ください。）

お問合せ・相談はお住まいの区の保健福祉課まで

◎中央区役所 231-3303
◎北区役所 757-2463
◎東区役所 741-2462
◎白石区役所 861-2448

◎厚別区役所 895-2478
◎豊平区役所 822-2454
◎清田区役所 889-2040

◎南区役所 582-4742
◎西区役所 641-6944
◎手稲区役所 681-2491

福祉用具購入費の支給申請手続きは、以下のとおりです

受領委任払い方式

償還払い方式

1. 介護支援専門員・福祉用具専門相談員への相談

福祉用具の購入を希望する場合は、購入前に介護支援専門員（ケアマネジャー）または福祉用具専門相談員へご相談ください。購入予定の用具が支給対象になるか不明な場合、購入先が指定販売事業者かどうか不明な場合や相談する介護支援専門員がない場合は区の保健福祉課へご相談ください。

2. 福祉用具の購入・代金の支払（1割または2割）

指定販売事業者から福祉用具を購入します。
購入先の指定販売事業者には費用の1割または2割相当額を支払った後、領収証と購入した用具のパフレット、特定福祉用具販売計画を受け取ってください。

2. 福祉用具の購入・代金の支払（10割）

指定販売事業者から福祉用具を購入します。
購入先の指定販売事業者には費用の全額を支払った後、領収証と購入した用具のパフレット、特定福祉用具販売計画を受け取ってください。

3. 支給申請

お住まいの区の保健福祉課へ支給申請を行います。

〈必要書類〉

- ◇福祉用具費支給申請書
- ◇領収証（被保険者本人あてのもの）
- ◇購入した福祉用具のパフレット（コピー可）
- ◇特定福祉用具販売計画または居宅サービス計画
- ◇福祉用具購入費の受領に関する委任状（受領委任払い方式※の場合のみ）

※受領委任払い方式は指定販売事業者と被保険者の合意のもと、行うものです

3. 支給申請

お住まいの区の保健福祉課へ支給申請を行います。

〈必要書類〉

- ◇福祉用具費支給申請書
 - ◇領収証（被保険者本人あてのもの）
 - ◇購入した福祉用具のパフレット（コピー可）
 - ◇特定福祉用具販売計画または居宅サービス計画
- ※振込先が本人名義の口座でない場合は、委任状が必要ですので申請前にご相談ください

4. 支給決定

支給決定通知書が被保険者及び指定販売事業者（受領委任払い方式のみ）あてに送付されます。（福祉用具購入費の支給対象とならない場合は不支給決定通知書が送付されます。）

5. 福祉用具購入費の支給（購入費用の9割または8割を指定販売事業者の口座へ）

5. 福祉用具購入費の支給（購入費用の9割または8割を被保険者本人の口座へ）

- ◆ **注意!** 指定事業者以外からの購入は支給対象外です。
用途が同じものや機能が同一の福祉用具の複数購入はできません。（ただし、用具の破損や本人の要介護度が著しく高くなった等の特別の事情があれば、支給できる場合があります。お住まいの区の保健福祉課にご相談ください。）
◆ なお、申請から振込みまで概ね1ヶ月程度かかります。